

資料2

原状回復に関する基金のあり方懇談会（第3回）議事要旨

<議事次第>

■ 日時 平成21年2月25日（金）10:01～12:10

■ 場所 経済産業省別館10階1042会議室

■ 出席者

（出席委員）

浅野直人委員（座長）、池田達雄委員（代理；齋藤修一氏）、池田三知子委員、井戸秀寿委員（代理；川辺健太郎氏）、大塚直委員、鎌田啓一委員、澤田寿郎委員、島田啓三委員、富田和久委員、仁井正夫委員、原山和巳委員、古市徹委員

（欠席委員）

植田和弘委員、北村喜宣委員

（環境省）

谷津廃棄物・リサイクル対策部長、金丸企画課長、荒木適正処理・不法投棄対策室長ほか

<開会>

○懇談会は公開で行われた。

○議題（1）について大塚委員からの意見発表として、不法投棄の原因者不明、無資力の場合の原状回復の費用負担について説明があった。次に古市委員からの意見発表として、不法投棄の現状と基金のあり方について説明があった。

○以上の意見発表について、主に以下のような議論があった。

- ・ 今の負担を続ける、あるいは強制化するというときに、原因者ではない者に負担を続けさせていく方が逆にモラルハザードになるのではないか。デポジット的な考え方については、車の場合は車検という全体を補足するシステムがある中での話だが、そもそも産廃をだれが出しているか把握出来ていない状態では前提が違うのではないか。

都道府県間の調整については、みんな自分のところへは入れたくないということで搬入規制の様な結果的にマイナスの話になっているが、現場の都道府県だけではないメカニズムを入れないと動かない。

- ・ 都道府県が他県で排出されたものを自らの税金で処理するのは不合理だという意見はわからぬないが、だから国の役割が出てくると考える。
- ・ 強制徴収化の場合は財産権侵害にならないように、適正処理を確認できた者に対しては負担免除ということは是非入れるべき。

現在、産業廃棄物も排出事業者について実地確認の義務づけを行うかという議論も出ているし、廃棄物処理法の12条5項で最後までチェックする義務はあるので車検と同様にみてよいのではな

いか。

- 強制徴収の制度を設けるにしても不法行為責任ということでは論理が持たない。現にひき逃げについては、すべての自動車の保険契約者に費用負担させているが、これはやろうがやるまいが、車を所有している全ての者が費用負担させられている。論理としては、将来誰かが加害者になるかもしれないということである。だから浅く広く負担をさせて被害者救済という応益を一方で置いている。2つのバランスの中でみんな負担しなさいと言っているが、大塚提案ではそこまでは少し乱暴なので、やっていないとしたら少なくとも減免できるなどとしているが、理屈としては成り立たないものではないと思う。
 - 建設業の不法投棄が相対的に多いことは否定しない。しかし、基金に建設業が7割を負担しているが、建設系の不法投棄等の支障除去等には半分しか使われていない。確かに不法投棄等の量という問題はあるが、リスクという意味では有害性という問題がある。一時、硫酸ピッチが非常に問題になりそれに基金がかなり使われていた時期がある。量の問題だけで質は考慮しなくてもよいのか。建設廃棄物は有害性が低いことから原状回復が後回しされる傾向があるため、不法投棄等の実態調査でも残存量になればなるほど建設業の割合が高くなるはずである。
 - 平成19年度の不法投棄の量は建設系が79%である。ただ、有害性という質の問題については、アメリカのスーパーファンドも有害廃棄物を対象にしており、有害でない廃棄物の不法投棄は隙間になっていると思う。
 - 完全撤去や完全に浄化が本当に必要な場合とそうでもない場合があるはずである。土対法では、はっきりそこは割り切っている。ここは、有害性は無いが不法投棄によって産業廃棄物が盛られている場所というのがはっきりしていて、みんなが了解の上で使う土地なら、地価が下がるとしても無駄な金をかけなくてもすむかもしれない。このあたりのことは環境省が考えなくてはいけないことであると考える。
- 廃掃法の中だけではなく、循環型社会という広い視野で考えたらどうか。アスベストは、費用を全て労災の拠出者に負担させている。それは、アスベストの持っている恩恵はほとんどすべての者が受けており、浅く広く負担することはしょうがないという考え方である。そうすると、建設業がやっていることは建てかえも含めて社会全体の利益を生んでいる、工場生産によって出来た物が社会全体の利益につながっていると考えれば、そこは広く浅くという根拠になるかもしれないし、公費負担の根拠になるかもしれない。一方で、全部公費でやれというのは問題があるわけで、そこはある種の政策的な判断になると思う。
- 循環型社会における適正な物流変換の中で社会的役割分担、責任を考えるべき。不法投棄された場の問題では、廃棄物処理法は基本的に廃棄物等の管理、土対法は場の責任の観点から議論されており、必ずしもマッチしていないのではないかと思う。

○議題（2）について、事務局から資料4-1「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成19年度）について」、資料4-2「平成19年度末時点での残存事案のうち、平成10年6月17日以後に行為がなされ、現在生活環境保全上の支障又はそのおそれがあると判断されている事案等における産業廃棄物適正処理推進基金の活用可能性（事業費の見積もり）について」を説明した。

○議題（3）について、事務局から資料5「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について（案）」を説明した。

○事務局からの説明について、主に以下のような議論があった。

- 基金の当面の目標、到達点、先行きが見えることが必要。また、拠出については、紙マニフェストから電子マニフェストへの移行もあり、努力目標はあっても義務的な負担を強いられるのは厳しい。
- この問題は、いかにリスクを小さくして処理すべき量を減らすかということと、役割分担をどう考えるかに尽きる。また、単に義務を課すのではなく、CO₂削減の貢献度合いのような社会貢献度合いを適正に評価する仕組みも必要ではないかと感じている。
- いつまで基金への拠出が必要であるのかについて、エンドレスで先が見えないようではこの仕組みは動かない。最大でどのくらい必要であるのかの見通しを立てないといけない。
また、今後は、生活環境保全上の支障というものをもっと厳格にきちんと整理して、どのような場合にどこまで支障の除去等を行うのかということを議論すべきである。必ずしも住民側の要求だけで一方的に決まるものではないので、もっと客観的な判断が必要である。
- どこまで原状回復すべきかにかかる。費用がかからないにこしたことはないが、地域住民の生活も守らなければいけないので、コストが低くてなおかつ効果的なやり方が考えられればよいのだが。
- この懇談会の名称ともかかわるが、原状回復という言葉をやめた方がよい。原状回復というと、全量撤去という話になってしまふ。
また、今後の取組の方向については、ある種の責任ということをベースにした話というのは基盤がないと思うので、やはり貢献という枠内で進めてほしい。
- 代執行というのは、まず県の税金、それから国の税金を使うということになる。住民にとっては税金で片付けてくれるというのは安心感がある。ただ、次はなぜ税金を使わなければいけないかということ。例えば産業活動というのは首都圏で多くやられて大きな収益を得て、ゴミは地方に来る。そのゴミをなぜ県民の税金で賄うのかと。原因者への追求をまずやらなければいけないが、不明の場合、いろいろなお金を使わざるを得ない。そこに首都圏で産業活動を行っている企業が社会貢献で出資していると2点目の安心感が住民に生まれることから、このシステムは地域にとってはとても必要であるし、実際にやっている自治体、住民と話をしている者としてはこのシステムは無くさないで欲しいということを首都圏の方には理解してもらいたい。
- 首都圏の自治体として地方と違うのは、どこから流入しようが不法投棄は不法投棄で、どこに責任があるというよりその不法投棄をいかに少なくするかというのが今の考え方である。昔は、処理業者がいつまでは片付けるというので、ではそこまで待っていると、いつの間にか膨らんでしまうという不適正処理については、今は一定期間止まったままで放置されていれば、不法投棄状態ということで踏み込むこととしている。業者指導では、処分をいきなりすると業者が投げ出すおそれがあるので、許可を保有させながら、量を減らさせ、更に適正に処分させる状況を作る

ようにしている。それと基金を使わせていただく立場からは、この基金の制度は存続してもらいたい。基金があれば行政代執行なりに踏み込めるという、一步踏み出す材料になっている。

- 資料5のこの表題はあり方を検討するに当たって、今の基金ありきという印象なので、基金を縮小していくように、表題も含めて見直してほしい。自治体は財源がないから企業の支援を拡大したいという主張であるが、企業も資金があるわけではない。国際競争力の強化、国際経済情勢に加え、低炭素社会、循環型社会の構築に向けて幅広く、非常に多種多様な多額のコストを負担している。基金創設期に比べ、排出事業者責任を徹底すべく自社の管理コストを非常にかけており、一部で産廃税も導入されている。各種リサイクル法の関係でも、自動車、家電等の使用済製品について不法投棄関係の基金を負担したりなど、様々な協力、対策に前向きに取り組んでいる。こういった中で、一部の不法投棄をしている人との不公平感はますます拡大していると感じている。産業廃棄物を出しているから産業界全体で責任を負うといった責任論に逆戻りするのでは産業界の協力は得られないのではないかと思う。是非2ページにあるように、適正な処理を行っている事業者に責任はないというところは崩さないで欲しいし、近年不法投棄量も減ってきて、拠出額も減らしてもらっているが、協力の額が増えることが無いようにしてもらいたい。
- 行為者の責任については原状回復でよいが、行政代執行では、原状回復は使わない方が良い。未然防止、行為者・排出事業者の責任追求がまずあり、それでどうしても原因者不明、または無資力という場合だけ基金の問題になってくるので、未然防止、責任追及はぜひ環境省も頑張ってやって欲しい。
- C S RやE P Rは、あくまでもレスポンシビリティ、すなわち責務であり、排出事業者・行為者にはライアビリティ、すなわち責任があるが、そういう意味では他の関係主体にはライアビリティ、責任はないのではないか。しかし、レスポンシビリティ、すなわち社会的な責務はあると考える。

<その他>

○第4回懇談会は、日程調整の上、おって決定することとなった。